



鳥取県公報

令和4年3月25日（金）
号外第17号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則 （4）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （5）（子ども発達支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	鳥取県都市計画法施行細則の一部を改正する規則（6）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・ 8
	鳥取県産業成長応援条例施行規則の一部を改正する規則（7）（立地戦略課）・・・・・・・・ 9
◇ 教委規則	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（2）（教育人材開発課）・・・・・・・・ 10
◇ 病院局管理規程	鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程（3）（総務課）・・・・・・・・・・・・・・ 14

公布された規則のあらまし

◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

県立厚生病院の内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正

政治的行為が制限される職に病院局の外来化学療法室の室長及び副室長を加える。

(2) 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正

任免に知事の同意を要する主要な職員に外来化学療法室の室長及び副室長を加える。

(3) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の規定中引用する社会福祉士及び介護福祉士法の条項を改める。

(2) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

◇鳥取県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

都市計画法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 規則の規定中引用する都市計画法施行規則の条項を改める。

(2) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

◇鳥取県産業成長応援条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

県内企業の国内回帰の取組により県内経済の活性化を図るため、県の経済の成長及び発展のために重点的に成長を促す必要がある産業の重点分野について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 県の経済の成長及び発展のために重点的に成長を促す必要がある産業の重点分野に、国内回帰分野を加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和4年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年鳥取県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～サ 略</p> <p>シ 室長(医療安全対策室、感染防止対策室、<u>医療情報管理室、職員支援室、外来化学療法室</u>、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。)、内視鏡室、化学療法室、画像診断室、放射線治療室及び災害対策室の室長に限る。)</p> <p>ス 副室長(医療安全対策室、<u>職員支援室及び外来化学療法室</u>の副室長に限る。)</p> <p>セ 略</p>	<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～サ 略</p> <p>シ 室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。)、内視鏡室、化学療法室、画像診断室、放射線治療室及び災害対策室の室長に限る。)</p> <p>ス 副室長(医療安全対策室<u>及び職員支援室</u>の副室長に限る。)</p> <p>セ 略</p>

(鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則(平成7年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長(病院局総務課長に限る。)、参事、院長、副院長、部長、センター長、副センター</p>	<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長(病院局総務課長に限る。)、参事、院長、副院長、部長、センター長、副センター</p>

<p>長、副局長、室長（医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、<u>外来化学療法室</u>、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、内視鏡室、化学療法室、画像診断室、放射線治療室及び災害対策室の室長に限る。）、副室長（医療安全対策室、<u>職員支援室及び外来化学療法室</u>の副室長に限る。）及び看護師長の職を占める職員とする。</p>	<p>長、副局長、室長（医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、内視鏡室、化学療法室、画像診断室、放射線治療室及び災害対策室の室長に限る。）、副室長（医療安全対策室<u>及び職員支援室</u>の副室長に限る。）及び看護師長の職を占める職員とする。</p>
--	---

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第5号

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第26号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第8(第10条関係)		別表第8(第10条関係)	
1 福祉型児童発達支援センター		1 福祉型児童発達支援センター	
区分	基準	区分	基準
職員 の配 置	1～7 略	職員	1～7 略
	8 主として重症心身障害児が通う施設を除き、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。 (1)・(2) 略 (3) 当該施設(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合	の配	8 主として重症心身障害児が通う施設を除き、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。 (1)・(2) 略 (3) 当該施設(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合
	9 略	置	9 略
略		略	
2 略		2 略	

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)
1 児童発達支援	1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 主として重症心身障害児が通う施設を除き、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 児童発達支援センターに配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 主として重症心身障害児が通う事業所を除き、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>3～5 略</p>
略	

2 略

区分	基準
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 主として重症心身障害児が通う施設を除き、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 児童発達支援センターに配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 主として重症心身障害児が通う事業所を除き、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>3～5 略</p>
略	

2 略

3 放課後等デイサービス		3 放課後等デイサービス	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1～6 略 7 主として重症心身障害児が通う事業所を除き、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。 (1)・(2) 略 (3) 当該事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 8・9 略	従業者の配置	1～6 略 7 主として重症心身障害児が通う事業所を除き、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。 (1)・(2) 略 (3) 当該事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 8・9 略
略		略	
4・5 略		4・5 略	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第6号

鳥取県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県都市計画法施行細則（昭和60年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（開発行為又は建築等に関する証明書の交付請求手続） 第21条 省令<u>第60条第1項</u>の規定による請求は、様式第25号による請求書を提出してしなければならない。 2 略</p>	<p>（開発行為又は建築等に関する証明書の交付請求手続） 第21条 省令<u>第60条</u>の規定による請求は、様式第25号による請求書を提出してしなければならない。 2 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取県産業成長応援条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

鳥取県産業成長応援条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県産業成長応援条例施行規則（令和元年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(重点分野)</p> <p>第2条 条例第2条第3号の規則で定める産業の分野は、次の各号に掲げるとおりとし、その範囲はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 国内回帰分野 製造業であつて、海外から</u> <u>県内へ生産機能、研究機能その他の機能を移転</u> <u>することにより生産体制及び競争力の強化を図</u> <u>る取組を行うもの</u></p>	<p>(重点分野)</p> <p>第2条 条例第2条第3号の規則で定める産業の分野は、次の各号に掲げるとおりとし、その範囲はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）第3条第1項の認定を受けた産業成長事業については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会 規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第2号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円
以外の職員	1	146,100	195,500	231,500
	2	147,200	197,300	233,100
	3	148,400	199,100	234,600
	4	149,500	200,900	236,200
	5	150,600	202,400	237,600
	6	151,700	204,200	239,300
	7	152,800	206,000	240,800
	8	153,900	207,800	242,400
	9	154,900	209,400	243,500
	10	156,300	211,200	245,000
	11	157,600	213,000	246,600
	12	158,900	214,800	247,900
	13	160,100	216,200	249,400
	14	161,600	218,000	250,800
	15	163,100	219,700	252,100
	16	164,700	221,500	253,500
	17	165,900	223,200	255,000
	18	167,400	224,900	256,500
	19	168,900	226,500	258,200
	20	170,400	228,100	260,000
	21	171,700	229,500	261,600
	22	174,400	231,200	263,300
	23	177,000	232,800	264,900
	24	179,600	234,400	266,500
	25	182,200	235,400	268,400
	26	183,900	236,900	270,200
	27	185,500	238,300	271,900
	28	187,200	239,500	273,600
	29	188,700	240,700	275,300
	30	190,400	241,900	277,000
	31	192,200	242,900	278,800

32	193,900	244,100	280,300
33	195,500	245,400	281,800
34	196,900	246,400	283,700
35	198,400	247,600	285,500
36	199,900	248,900	287,400
37	201,200	249,800	289,000
38	202,500	251,100	290,700
39	203,700	252,300	292,500
40	205,000	253,600	294,300
41	206,300	255,000	295,800
42	207,600	256,400	297,500
43	208,900	257,600	299,000
44	210,200	258,800	300,600
45	211,300	260,000	302,200
46	212,600	261,200	303,900
47	213,900	262,500	305,500
48	215,200	263,600	307,200
49	216,300	264,700	308,100
50	217,400	265,800	309,600
51	218,400	267,100	311,100
52	219,500	268,400	312,700
53	220,600	269,400	314,300
54	221,600	270,500	315,900
55	222,500	271,800	317,500
56	223,500	273,100	319,000
57	223,800	274,000	320,500
58	224,600	275,000	321,700
59	225,400	275,900	322,900
60	226,100	277,000	324,100
61	226,800	278,100	324,800
62	227,800	279,100	325,700
63	228,600	280,000	326,500
64	229,400	281,000	327,300
65	230,100	281,500	328,200
66	230,800	282,400	328,600
67	231,700	283,100	329,300
68	232,700	284,000	330,100
69	233,400	285,000	330,900
70	234,000	285,800	331,600
71	234,500	286,600	332,300
72	235,200	287,400	333,000
73	236,000	288,200	333,500
74	236,600	288,700	334,100
75	237,200	289,100	334,600
76	237,700	289,600	335,200

77	238,400	289,800	335,500
78	239,100	290,100	336,000
79	239,800	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800
85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	350,400
115		301,300	350,700
116		301,700	351,000
117		301,900	351,500
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	

	122		303,300	
	123		303,600	
	124		303,900	
	125		304,200	
再任用職員		187,700	215,200	255,200

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月25日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理者の事務委任)</p> <p>第3条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号に掲げる事務を企業出納員に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管を行うこと。</p> <p>(3) 有価証券の出納及び保管を行うこと。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(企業出納員等)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(釣銭用現金の保管)</u></p> <p><u>第4条の2 出納員は、必要に応じて、500万円を限度として、釣銭に充てるための現金（以下「釣銭用現金」という。）を保管することができる。</u></p> <p><u>2 出納員は、現金取扱員に対し、必要に応じて釣銭用現金を交付することができる。この場合において、現金取扱員は、前条第4項の規定にかかわらず、1人1日につき50万円を超える額を取り扱うことができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により釣銭用現金の交付を受けた現金取扱員は、その職務の終了時に残額がある場合は、直ちに、出納員に当該残額を返納するものとする。ただし、出納員が必要があると認めるときは、当該現金取扱員が、別の現金取扱員に対し、当該残額を引き継ぐことができる。</u></p> <p>第9条 <u>削除</u></p>	<p>(管理者の事務委任)</p> <p>第3条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号に掲げる事務を企業出納員に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現金（現金に代えて納付される証券及び<u>基金に属する現金</u>を含む。）の出納及び保管を行うこと。</p> <p>(3) 有価証券（<u>公有財産又は基金に属するものを</u>含む。）の出納及び保管を行うこと。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(企業出納員等)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(会計伝票の整理及び日計表の作成)</u></p> <p>第9条 <u>出納員は毎日会計伝票を整理し、日計表（様式第4号）を作成しなければならない。</u></p>

<p>(会計伝票等の保存)</p> <p>第10条 出納員は会計伝票及び取引に関する証拠となるべき書類を、それぞれ日付順に編集し、保存しなければならない。</p> <p>(総勘定元帳及び内訳簿の記録)</p> <p>第13条 総勘定元帳は、勘定科目の目(項までの科目については項)について口座を設け、記帳するものとする。</p> <p>2 内訳簿は、勘定科目の節(項又は目までの科目についてはそれぞれ項又は目)について口座を設け、会計伝票に基づき、1件ごとに記帳するものとする。</p> <p>(納入の通知)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の納入通知書に指定する納期は、特別の場合を除き、発行した日の翌日から起算して15日以内としなければならない。</p> <p>(収納金の取扱い)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 出納員は、前項の規定により現金取扱員から引き継ぎを受けた収入及び自ら収納した収入を、その日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日(同日が鳥取県の休日^{を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)}に当たるときは、その直後の県の休日でない日)預け入れることができる。</p> <p>(支出の手続)</p>	<p>(会計伝票等の保存)</p> <p>第10条 出納員は会計伝票、<u>日計表</u>及び取引に関する証拠となるべき書類を、それぞれ日付順に編集し、保存しなければならない。</p> <p>(総勘定元帳及び内訳簿の記録)</p> <p>第13条 総勘定元帳は、勘定科目の目(款又は項までの科目についてはそれぞれ款又は項)について口座を設け、<u>第9条の規定により作成する日計表により</u>記帳するものとする。</p> <p>2 内訳簿は、勘定科目の節(款、<u>項</u>又は目までの科目についてはそれぞれ款、<u>項</u>又は目)について口座を設け、会計伝票に基づき、1件ごとに記帳するものとする。</p> <p>(納入の通知)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の納入通知書に指定する納期は、特別の場合を除き、発行した日から15日以内としなければならない。</p> <p>(指定代理納付者による収入の納付)</p> <p>第19条の2 <u>出納員又は現金取扱員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項前段の規定による申出があった場合には、当該申出を審査し、<u>適当と認めて承認したときは、納入義務者に当該申出を承認した旨を証する書面を交付しなければならない。</u></u></p> <p>2 <u>前項の規定による書面の交付は、領収書に承認した旨を表示して行うものとする。</u></p> <p>(収納金の取扱い)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 出納員は、前項の規定により現金取扱員から引き継ぎを受けた収入及び自ら収納した収入を、その日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日預け入れることができる。</p> <p>(支出の手続)</p>
---	--

第23条 県に対する債権を有する者（以下「債権者」という。）は、その支払を請求しようとするときは、局長又は病院長に対してすることができる。

2 略

3 債権者は、第27条の2に規定する自動口座振替の方法により支払を受けようとするときは、債権者の振替情報を局長又は病院長に報告しなければならない。

4 給与、県債元利金その他支払義務の確定したものについては、支出調書により行うものとする。

5～7 略

(領収書の徴収)

第28条 略

(資金前渡のできる経費)

第30条 令第21条の5第1項第15号の経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で管理規程で定めるものは、次に掲げる経費とする。

(1) 略

(2) 講習会、協議会等の会合又は公演等の催しに要する経費

(3) 略

(4) 略

(5) 納入告知書等により支払をしなければならない経費

(6) 日本国内において外貨で支払わなければならない経費

(7) 商品の代金の受領権限を債権者から受託した貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第39条第1号の規定による貨物自動車運送事業者をいう。）に対し当該商品の受領時に支払をする経費

(8) 口座振込手数料

(概算払のできる経費)

第31条 令第21条の6第5号の経費の性質上概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼ

第23条 支出は、債権者の請求書により行うものとする。

2 略

3 債権者は、第27条の2に規定する自動口座振替の方法により支払を受けようとするときは、第1項の請求書の提出に代えて、債権者の振替情報を局長又は病院長に報告しなければならない。

4 給与、県債元利金その他支払義務の確定したもので債権者の請求書を徴する必要がないと認められるものについては、支出調書により行うものとする。

5～7 略

(領収書の徴収)

第28条 略

2 前項の領収書の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない理由によって改印を申し出たときは、印鑑を証すべき書類を徴しなければならない。

(資金前渡のできる経費)

第30条 資金の前渡をすることができる経費は、令第21条の5第1項第1号から第13号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 講習会、協議会等会合に要する経費

(3) 臨時に雇用される職員の賃金

(4) 略

(5) 略

(概算払のできる経費)

第31条 概算払をすることができる経費は、令第21条の6第1号から第4号までに掲げるもののほか、次

<p>すような経費で管理規程で定めるものは、次に掲げる経費とする。</p> <p>(1) <u>委託費</u></p> <p>(2) <u>損害賠償金</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償金</u></p>
<p>(前金払のできる経費等)</p> <p>第32条 <u>令第21条の7第8号の経費の性質上前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で管理規程で定めるものは、次に掲げる経費とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>講習会、会議、懇談会等の参加に要する経費</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>検査、試験、登録、認定等を受けるために要する経費</u></p>	<p>(前金払のできる経費等)</p> <p>第32条 <u>前金払をすることができる経費は、令第21条の7第1項第1号から第7号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>講習会等の受講に要する経費</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>講習会、会議及び懇談会等に要する食糧費</u></p>
<p>2 令第21条の7第3号に規定する前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費の前金払の限度額は、契約金額の3割以内とする。ただし、次に掲げるもの及び特別の理由により管理者の承認を受けたものは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>土地又は家屋の借入れをする場合の前金払</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>コンピューターに使用するソフトウェアの借入れをする場合の前金払</u></p> <p>(4) <u>インターネット上で閲覧できる電子書籍を購入し、又はインターネット上で閲覧できるシステムの使用の許諾を得る場合の前金払</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、管理者が別に定める経費に係る前金払</u></p>	<p>2 令第21条の7第3号に規定する前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費の前金払の限度額は、次に掲げるものを除くほか、契約金額の3割以内とする。ただし、特別の理由により管理者の承認を受けたものは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>土地、家屋又は広告の用に供する場所の借入れをする場合の前金払</u></p> <p>(2) 略</p>
<p>(支払の確認)</p> <p>第34条</p> <p>出納員は、第37条第6項の規定により、出納取扱金融機関から支払の内容に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをい</p>	<p>(支払の確認)</p> <p>第34条 <u>出納員は、第37条第2項又は第5項の規定により、出納取扱金融機関から支払日計表（様式第24号）の送付を受けたときは、支払伝票と照合し、その日の支払額を確認しなければならない。</u></p> <p>2 出納員は、第37条第6項の規定により、出納取扱金融機関から支払の内容に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをい</p>

う。以下同じ。)の送付を受けたときは、当該電磁的記録を用紙に印刷して、支払伝票と照合し、その日の支払額を確認しなければならない。

(収納事務)

第36条 略

2 出納取扱金融機関は、収入金の納付を受けたときは、納入者に領収書を交付するとともに出納事務終了後速やかに領収済通知書を出納員に送付しなければならない。

3 略

(支払事務)

第37条 略

2 出納取扱金融機関は、前項の小切手により支払の請求を受けたときは、債権者をして当該小切手に記名、押印させ、これと引換えに現金を支払い、出納事務終了後速やかに出納員に報告しなければならない。

3・4 略

5 出納取扱金融機関は、資金交付書の交付を受けたときは、普通預金から資金を払い出して債権者に支払をしなければならない。

6 略

(預り有価証券の受入還付)

第42条 略

2 預り有価証券を還付するときは、前項の預り証に領収の旨を附記させた上、記名させ、これと引換えにしなければならない。

(賠償責任を有する職員の指定)

第71条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。

(1)~(3) 略

別表(第6条関係)

収益

略

費用

略

資産

う。以下同じ。)の送付を受けたときは、当該電磁的記録を用紙に印刷して、支払伝票と照合し、その日の支払額を確認しなければならない。

(収納事務)

第36条 略

2 出納取扱金融機関は、収入金の納付を受けたときは、納入者に領収書を交付するとともに出納事務終了後速やかに領収済通知書及び収納日計表(様式第25号)を出納員に送付しなければならない。

3 略

(支払事務)

第37条 略

2 出納取扱金融機関は、前項の小切手により支払の請求を受けたときは、債権者をして当該小切手に記名、押印させ、これと引換えに現金を支払い、出納事務終了後速やかに支払日計表を出納員に送付しなければならない。

3・4 略

5 出納取扱金融機関は、資金交付書の交付を受けたときは、普通預金から資金を払い出して債権者に支払をし、出納事務終了後速やかに支払日計表を出納員に送付しなければならない。

6 略

(預り有価証券の受入還付)

第42条 略

2 預り有価証券を還付するときは、前項の預り証に領収の旨を附記させたうえ、記名、押印させ、これと引換えにしなければならない。

(賠償責任を有する職員の指定)

第71条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定において準用する地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。

(1)~(3) 略

別表(第6条関係)

収益

略

費用

略

資産

款	項	目	節	備考
固定資産	略	略		略
	投資その他の資産	略		
		略	略	略
		その他投資		
			長期前払費用	前払費用のうち1年以内に費用とならないもの
			その他投資	その他投資の性質を有するものであって、上記以外のもの
		投資その他の資産原価償却累計額		投資その他の資産に係る減価償却累計額
略	略	略	略	略

負債

略

資本金

略

剰余金

略

(様式第4号) 削除

款	項	目	節	備考
固定資産	略	略		略
	投資その他の資産	略		
		略	略	略
		その他投資		
				投資その他の資産に係る減価償却累計額
略	略	略	略	略

負債

略

資本金

略

剰余金

略

(様式第4号)

所属

日計表

年 月 日～ 年 月 日

借方			勘定科目	貸方		
計	振替	資金		資金	振替	計

<p>(様式第24号及び様式第25号) 削除</p> <p>(様式第26号)</p> <p style="text-align: center;"><u>棚卸表</u></p> <p>(分類) 年 月 日</p> <p>保管場所 計量員</p> <p style="text-align: right;">検査員</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">略</div>	<p>(様式第25号)</p> <p style="text-align: center;">収納日計表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">入金合計</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">金 額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">残 高</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">番 号</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">納 入 者</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">年 月 上記のとおり収納いたしました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様 銀行 支店</p> <p style="text-align: center;">支店長 氏名 印</p> <p>(様式第26号)</p> <p style="text-align: center;"><u>棚卸表</u></p> <p>(分類) 年 月 日</p> <p>保管場所 計量員 <u>㊟</u></p> <p style="text-align: right;">検査員 <u>㊟</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">略</div>	入金合計	金 額	残 高				番 号	金 額	納 入 者	備 考				
入金合計	金 額	残 高													
番 号	金 額	納 入 者	備 考												

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県病院局財務規程の規定は、令和4年度以後の鳥取県営病院事業の会計について適用する。